

## 韓国知的財産ニュース 2017 年 2 月前期

(No. 336)

発行年月日：2017 年 2 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 2017 年知財創出・活用支援事業を実施 (2017. 2. 1)
- 2-2 中小企業向け知財活用戦略支援事業を実施 (2017. 2. 7)
- 2-3 食薬処、中小製薬会社に特許コンサルティング費用を支援 (2017. 2. 10)
- 2-4 主な 2017 年女性発明振興事業 (2017. 2. 15)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン-アップル特許訴訟、再び 1 審へ (2017. 2. 10)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 ブレグジットの影響で英国デザイン出願急増 (2017. 2. 1)
- 4-2 2016 年 HV・EV 車の商標出願が急増 (2017. 2. 13)

#### その他一般

- 5-1 IoT コンセントの特許出願が活発 (2017. 2. 6)
- 5-2 零細企業代理の公益弁理士、勝訴率 93% (2017. 2. 8)
- 5-3 IP 企業委員会、特許裁判中継の導入を提案 (2017. 2. 13)
- 5-4 米 GIPC 「韓国 IP 環境 9 位」 (2017. 2. 14)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 2017年知財創出・活用支援事業を実施

韓国特許庁(2017.2.1.)

韓国特許庁は、政府 R&D を通じて創出された大学・公共研究機関の優秀特許技術が企業に移転・活用されるよう、大学・公共研究機関を対象に「2017年知的財産創出・活用能力強化事業」を実施すると発表した。

今回の事業は、発明インタビュー及び公共 IP 活用支援、製品単位の特許ポートフォリオの構築、特許経営専門家の運営支援、政府 R&D 特許設計支援、公共機関保有特許の診断支援事業など、計 5 つの細部事業で構成されており、事業費総額は 68.4 億ウォンだ。

特に今年からは、第 4 次産業革命時代を迎え、大学・公共研究機関の有望特許技術が企業に速やかに移転され事業化されるよう、これまで個別的に推進されてきた知的財産能力強化事業を統合して重点的に支援する。

大学・公共研究機関は、機関の知的財産能力に応じて 5 つの事業を全部支援する統合支援型事業\*に申請し、又は必要な細部事業を個別に申請することができる。

\*機関当たりの事業費は最大 4 億 1,800 万ウォン(政府支援金約 65%、民間負担金は現物を含め約 35%)

細部事業の「発明インタビュー及び公共 IP 活用支援事業」(以下「発明インタビュー事業」)は、特許出願前に弁理士など専門家グループが研究者の発明内容を評価し、優秀な発明を出願するようにサポートするとともに、有望な特許技術を選別して技術マーケティングを提供する事業だ。今年からは、企業の需要を先に調査して需要がある技術に限って特許出願及び技術移転を支援する「需要基盤型発明インタビュー」方式を試験的

に導入する。

「製品単位特許ポートフォリオ構築支援事業」(以下「ポートフォリオ事業」)とは、多くの大学・公共研究機関が保有している特許を企業が製品ごとにまとめて技術移転を支援する事業である。今年は公共特許技術の移転及び商用化を促進するために、「特許検証」と「商用化戦略」の支援が追加で受けられる。

また、同事業を円滑に進められるように、大学・公共研究機関が特許経営専門家を自主的に選抜して採用するよう支援する。さらに、最適の特許権利範囲を設定し、国内外の権利確保戦略を支援する「政府 R&D 特許設計支援事業」や、大学・公共研究機関の未活用特許を分析・診断して、各機関が保有した特許について管理・活用戦略コンサルティングを提供する「公共機関保有特許の診断事業」を実施する。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「大学と公共研究機関の優秀な知的財産が企業に円滑に移転され、企業が第4次産業革命時代において新たな市場を取り込むことができるように知的財産の活用基盤づくりに努力していく」と述べた。

## 2-2 中小企業向け知財活用戦略支援事業を実施

韓国特許庁(2017.2.7.)

韓国特許庁は、優秀な知的財産(IP)を保有していても専門人材と資金不足などを理由に事業化に困難を抱える中小企業の隘路事項を積極的に解決するために、今年55余りの課題(32.3億ウォン)を選定して最長5カ月のIP活用戦略コンサルティングを支援する知的財産活用戦略支援事業を実施すると発表した。

2016年は計53社の企業が支援を受けており、知的財産製品革新課題の支援を受けた(株)先進床(ソンジンマル)などが大きな成果を挙げた。

※事例:(株)先進床は20年間床材を専門に生産してきた会社で、防音が必要だったり、電線設置が複雑な電算室、電気室、放送スタジオなどに使用される床材であるアクセス・フロアパネルを生産してきた。ところが、床の上下版の締結部分と横のパネルを締結するコーナーロックボルトが歩行などによる衝撃発生時に緩み、床版全体の耐久性が下が

る問題点があった。これを解決するために上下版の締結工法を新たに開発し、従来の四角バーリング\*を円形バーリングに変更して衝撃を分散させることで、緩みを防止し、耐久性を増大させた。また、ボルトの緩みを解決するために、ボルトヘッドの下部に突出部を追加で構成して締結力や振動抵抗力を画期的に改善した。

\*バーリング(Burring):平判に穴を開けてその穴より大きな直径を持つパンチを通すことで穴に耳(突出部分)を作る作業

こうした成果をもとに、(株)先進床はトルコ国籍の会社と2016年10月に約50億ウォン余りの購入意向書を締結し、現在は台湾、シンガポール、日本、ベトナムにも輸出契約を進めている。これは、特許庁で開発した「IP製品革新方法論」\*を適用して技術的問題を解決したからこそ可能だったとされる。

\*製品や技術的問題を革新的に解決するために、異種分野の特許検索や創意的問題解決方法論(TRIZ)を活用して開発した方法論

2012年から施行している本事業は、知的財産観点から製品・デザイン・事業化に対する戦略コンサルティングを提供し、毎年市場の環境変化やニーズを踏まえた新規課題を発掘して、中小企業の隘路事項を解決している。特に、今年は第4次産業革命時代に合わせて融合型製品革新が行われるように異種技術の融合を通じて新規製品開発も支援する予定だ。

特許庁は、中小企業の実務者が効率的にIP製品革新戦略を活用できるようにマニュアルを作成してオンラインを通じて普及する計画だ。

## 2-3 食薬処、中小製薬会社に特許コンサルティング費用を支援

デジタルタイムズ(2017.2.10.)

食品医薬品安全処は、医薬品開発の段階において特許の現状や特許内容の分析などに困難を抱える国内中小製薬会社を対象に「特許専門家のコンサルティング費用支援事業」を実施すると2月10日に明らかにした。

今回の支援事業は、昨年が続いて、医薬品を開発する能力があっても特許に関する専

門知識が不足し、製品の開発に困難を抱える中小製薬会社を支援するために実施される。

特に医薬品-許可特許連携制度の導入によって、オリジナル医薬品の特許に挑戦してジェネリックの市販を繰り上げた場合、国民医療費の軽減に対する補償として当該品目を9ヵ月間、独占的に販売することができ、製薬会社にとって新たな成長のチャンスになる。

昨年には、年間売上1,000億ウォン未満の中小製薬会社11社にコンサルティング費用を支援し、9ヵ月間独占販売する優先販売品目許可申請(1件)、新しい剤形特許出願(1件)、特許審判請求(6件)などの成果を挙げた。

食薬処は、今回の支援事業を通じて年間売上1,500億ウォン未満の中小製薬会社15社を選定して最大1,000万ウォン(企業負担金30%を含む)の費用を支援する予定だ。

コンサルティングの主な内容は、開発予定の品目に関する特許現況の分析、品目別特許内容の把握、開発予定品目の特許侵害の可能性の検討、特許権を侵害しない医薬品処方設計・提案などだ。

食薬処は、今回のコンサルティング支援事業を総括する機関を選定した後、4月から支援を希望する製薬会社の申請を受けて、コンサルティングに取り掛かる予定だ。

キム・ジソブ記者      cloud50@dt.co.kr

## 2-4 主な2017年女性発明振興事業

韓国特許庁(2017.2.15.)

「発明や知的財産権について学びたい」、「アイデアを持って起業したい」、「自分の発明品をPRしたい」

今年、このような計画を持っている女性なら、特許庁が施行する「女性発明振興事業」に注目してみたらどうか。

韓国特許庁は、発明に関心を持っている一般の女性から現在知的財産権を保有している女性発明家に至るまで、段階別に参加できる多様な支援政策を推進する予定だ。

〈主な 2017 年女性発明振興事業〉

事業名	参加対象	日程及び場所	参加申込
(知的財産権教育) 女性発明創意教室 母と共に参加する発明 創意教室	発明初心者 子どもの発明教育に 関心のある女性	3月～11月 自治体、小中学校 女性人材開発センター	3月～11月 開催地域協力機関にて 受付
(権利化及び製品化支援) 生活発明コリア	発明アイデアを 持っている女性	2月～12月	2月中～4月10日 オンラインにて受付
(販路開拓支援) 世界女性発明大会 女性発明品博覧会	発明特許を保有し、 製品生産中の 女性発明起業家	6.8(木)～6.11(日) 一山 KINTEX 第1展示場	3月初～5月初 オンラインにて受付

発明と知的財産権に対する講義だけでなく、女性発明家の成功事例を直接聞いて、発明工作実習まで体験できる教育プログラム「女性発明創意教室」は、全国各地域で35回以上にわたって開催される。

また、昨年初めて実施され、保護者らから高い関心を集めた「母と共に参加する発明創意教室」は、子どもと一緒に楽しめる体験型発明教育で、今年さらに拡大され全国で16回以上実施される予定だ。

この他にも、知的財産部門への就職を希望する女性・女性発明家の知的財産権の創出・活用能力を強化するために、特別講演が行われる予定だ。

一方、女性の身近なアイデアを発掘し、これを具体化させて知的財産権の出願や試作品の製作などを支援する事業である「生活発明コリア」の受付は2月初めから4月10日までとなる。

今年で4回目を迎える「生活発明コリア」は2つの部門に分けて行われる。〈部門1〉は知的財産権として出願したことのないアイデア、〈部門2〉は、出願(登録以前)はしたが、製品として開発されたことのないアイデアが対象で、各部門に合わせた支援を行う。審査を通じて選定された〈部門1〉には、専門家のメンターリング、知的財産権の出願、デザインの開発及び試作品の製作などについて支援が行われ、〈部門2〉にはデザインの開発及び試作品の製作、事業化のコンサルティングなどが提供される。

また、最終支援作品については、オンライン予備消費者評価(11月)と、公開プレゼンテーション審査、授賞式(12月)が行われる。最終の順位によって、大統領賞、国務総理賞、未来創造科学部・産業通商資源部・保健福祉部・女性家族部長官賞、特許庁長賞などが授与される。特に、ベストアイデアとして選ばれた人には、大統領賞と発明奨励金1千万ウォンが授与される予定だ。

また、全世界の女性が出品したアイデア発明品を審査し、受賞作を選定する「大韓民国世界女性発明大会」と国内最高の女性企業発明品展示会である「女性発明品博覧会」が2017年6月8日(木)から11日(日)まで、キンテクス第1展示場で開かれる予定だ。

今年で10回目を迎える「世界女性発明大会」は、出願又は登録されている知財権を保有した満18歳以上の女性なら誰でも参加できる。また、発明大会と同時に開催される「女性発明品博覧会」には、女性が代表又は役員として在職中の会社や女性発明家個人が優秀発明特許製品やアイデア商品を出品することができる。

これと同時に開催される「世界女性発明フォーラム」及び「グローバル女性IPリーダーシップアカデミー」は、女性発明家や起業家の発展戦略を模索し、情報交換やネットワークの強化を通じて未来のビジョンを共有するためのものであり、この場で女性の経済活動の活性化策や解決策について活発な議論が行われるものとみられる。

特許庁のキム・ヨンソン産業財産政策課課長は「女性ならではの柔軟な考え方や感性、観察力は発明をする上で非常に有利に働く要素である。女性が身近な発明を通じて夢とアイデアを実現し、起業や雇用創出につながるように積極的に支援していきたい」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 サムスン-アップル特許訴訟、再び1審へ

韓国特許庁(2017.2.10.)

米国最高裁判所まで上がっていたサムスン電子とアップルのデザイン特許訴訟が再び1審裁判所に戻された。1審では、サムスンがアップルに払うべき損害賠償額を算定し直

す予定だ。

IT 媒体シーネットなどは 2 月 7 日 (以下、現地時間) 連邦控訴裁判所がサムスンとアップルのデザイン特許訴訟について、同事件が始まったカリフォルニア北部連邦地方裁判所・サンノゼ支院に差し戻したと報じた。昨年 12 月 6 日、連邦最高裁判所が同事件を控訴裁判所に破棄差し戻してから 2 カ月後 1 審裁判所に戻された。1 審では、サムスンが侵害したアップルの特許がサムスンの全体の利益にどれだけ貢献したかを判断し、損害賠償額を算定し直すとみられる。

サムスンは同日、声明を発表し「1 審での審理を期待する。市場で創造や革新、公正競争を望むすべての人々を代弁する」と話した。アップルはコメントを拒否した。

アップルは 2011 年、i-phone・i-pad に取り入れた特許を侵害したとしてサムスンを相手にカリフォルニア北部連邦地方裁判所に特許訴訟を提起した。関連特許は、黒い四角形の丸い角の特許 (D677)、液晶画面にベゼルをつけた特許 (D087)、格子の形で配列したアプリケーション特許 (D305) などである。

1・2 審ともに敗訴したサムスンは、損害賠償額として 5 億 4,800 万ドル (約 6,297 億ウォン) をアップルに支払った。このうち、デザイン特許と関連して支払った賠償額 3 億 9,900 万ドル (約 4,585 億ウォン) は、サムスンがギャラクシー S を発売した後、獲得した利益金全体だった。米国特許法 289 条では、製造物の構成要素の一部で特許侵害が発生しても、製造物の全体の価値又は利益を基準に賠償額を算定するように規定されている。

その後、サムスンはデザイン特許侵害の判決については受け入れるとしながらも、賠償額が高すぎるとして最高裁に上告した。当該デザインが利益に寄与した部分に限って賠償額を算定しなければならないという主張だった。昨年 12 月、連邦最高裁は最高裁判事 8 人の全員一致で、サムスンの主張を認めた。

事件を再び審理することになった 1 審では、特許法 289 条の製造物の範囲をどこまで認めるかについて争う予定だ。デザイン価値とライバル社の製品を模倣した侵害者が支払うべき賠償額の規模に関する基準が用意される見通しだ。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com



デザイン (意匠)、商標動向

4-1 ブレグジットの影響で英国デザイン出願急増

韓国特許庁(2017. 2. 1)

英国のEU離脱の決定(ブレグジット、2016. 6. 23.)以後、英国におけるデザイン・商標出願が急増していることが分かった。

韓国特許庁は、「英国特許庁の統計資料」を分析した結果、2016年下半期、英国のデザイン出願件数\*は前年同期比80%増加し、商標\*\*も同期間比21%増加したことが確認されたと1日明らかにした。

\*デザイン出願件数:3,455件(2015年下半期)→6,224件(2016年下半期)

\*\*商標出願件数:26,560件(2015年下半期)→32,018件(2016年下半期)

ブレグジット決定前後の2016年上半期と下半期の出願件数を比較しても、このような増加現象ははっきりと観察された。デザインの場合、2016年下半期は上半期に比べて61%増加し、商標の場合も8%増加した。

英国におけるデザイン・商標の出願増加は、既存のEUの商標・デザイン制度がブレグジット手続きが完了した以降は英国で効力を失うためと分析される。実際、ブレグジットに影響を受けない特許\*の場合、出願件数\*\*が増加していないことが分かった。

\*欧州特許庁(EPO)を通じた欧州特許はEU設立以前に締結された別途の条約(European Patent Convention、EU及び非EU国家の計38カ国の参加)に基づいており、ブレグジットによる変化はない

\*\*2016年下半期の特許出願件数は10,802件と、前年同期間に比べて7%減少

特許庁のパク・ヨンジュ国際協力課長は「欧州に進出したか、進出しようとする韓国企業もブレグジットがもたらす知財権分野の課題にあらかじめ備えることが求められるだろう」と話した。

## 4-2 2016年HV・EV車の商標出願が急増

韓国特許庁(2017.2.13)

近年PM2.5の増加による環境問題が深刻化している中、2016年次世代エコカーの代表であるハイブリッド自動車(HV車)と電気自動車(EV車)に関する商標出願が2015年比48%増の148件が出願されたことが分かった。

特許庁によると、環境にやさしいハイブリッド車と電気自動車に関する商標出願は2012年45件、2013年57件、2014年94件、2015年100件だったが、昨年は計148件が出願され過去5年間の年平均に比べ36%増加した。

過去5年間、ハイブリッド車と電気自動車に関する商標を出願した企業では60件を出願した現代自動車が1位で、2位は12件を出願した韓国GMである。ハイブリッド車と電気自動車の累積商標登録件数は現代自動車が64件、起亜自動車が18件で、それぞれ1、2位となった。

技術発展の影響でハイブリッド車及び電気自動車の商標出願の増加が見込まれる。

国内外において、環境汚染に対する様々な規制が強化されエコカーの需要が大幅に増えるものと予想される。また、テスラ・モーターズから始まった電気自動車の商用化によって技術が発達し、ハイブリッド車と電気自動車の商標出願が急増したものと分析される。

韓国の場合、ハイブリッド車と電気自動車を購入する際、政府から補助金を支給するなど、さまざまな特典が与えられるため、企業や一般消費者のエコカーに対する関心が高まり、商標出願が増えたものと見られる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「次世代エコ関連技術や知的財産に対する関心が高まっており、非常に望ましいことだと思う」と評価し「ハイブリッド車と電気自動車が商用化され発売される前に、これに対する商標を出願して権利を確保することが知的財産権を保護する近道になる」と話した。

その他一般

5-1 IoT コンセントの特許出願が活発

韓国特許庁(2017.2.6.)

コンセントがセンサー技術や通信技術などの先端技術と結合され、スマートになる。待機電力を検出して電力を自動遮断したり、コンセントにある通信機能を活用して遠隔で電源を制御するなど、人工知能機能を備えたコンセント技術に対する特許出願が増加している。

特許庁によると、電力自動遮断コンセントに通信機能を適用したモノのインターネットコンセント出願が増加している。

電力自動遮断コンセント分野の全体的出願は、過去5年(2012~2016)間計634件で、このうちモノのインターネットコンセント出願は2012年39件、2013年36件、2014年52件、2015年56件、2016年75件など、この5年間258件が出願された。

モノのインターネットコンセントの出願主体を見ると、韓国人の出願比率が99%に達しており、このうち個人と中小企業の出願が85%を占めていることが分かった。

電力自動遮断コンセントは、コンセントを通じて流れる電流を感知して特定の状況で電源を自動的に消したりつけることができるコンセントだ。これには、コンセントに接続された家電製品が待機状態の時に消費される電力を遮断するための待機電力遮断コンセント、漏電や短絡などによって多くの電流が流れる場合、これを遮断して安全を図る異常電力遮断コンセントがある。

最近では、このような電力自動遮断コンセントに通信技術を取り入れ、外でスマートフォンを使って家の中のコンセントを遠隔制御することができ、コンセントに接続された家電製品の電源を制御できる技術が開発されているが、特にスマートホームに役立つものと見られる。

これは、スマートホームを実現するためには個々の家電製品が人工知能機能を備えなければならないが、コンセントに人工知能機能を付加させることで、人工知能機能のない一般家電製品もスマートホームにつながられるためである。

特許庁のソン・ベクムン電力技術審査課長は「外で家の中の家電機器を遠隔で制御できるスマートホームに対する高い関心や、電力の無駄使いから発生する電気料金を減らすための現実的なニーズによって関連技術が開発されており、このような傾向は当面続くものと予想される」と述べた。

## 5-2 零細企業代理の公益弁理士、勝訴率 93%

韓国特許庁(2017.2.8.)

韓国特許庁は、小企業など社会的弱者に代わって特許審判や訴訟を直接代理する「公益弁理士特許相談センター」の法律救助件数が 2016 年度に 109 件で、前年(53 件)比 2 倍以上急増したと明らかにした。

和解金で訴訟を取り下げたり、勝訴した割合も前年比大幅に増加した 93.3%であり、訴訟費用を支払うことができず、困難を抱えている低所得層や零細企業に実質的な助けになったことが分かった。

実際に登録商標を自転車ライディング専用のバックパック (backpack) に付着して販売していた小企業 A 社は、日本の「ソニー」から商標無効審判を請求された。公益弁理士の助けを受けた A 社は、大手法律事務所を代理人として選任したグローバル大手に対抗し、結局勝訴し、事業に専念することができた。A 社の代表は、「本当に大変な時期に公益弁理士の助けを受けて困難を克服することができて、よかったと思う。公益弁理士の力が私のように経済的に困難な企業に多く届けたらいいなと思う」と話した。

公益弁理士特許相談センターは韓国知識財産保護院の傘下機関で、現在 11 人の公益弁理士が基礎生活受給者や小企業、障害者など社会的弱者を対象に審判・訴訟代理をはじめ、地域出張型相談や出願の明細書など書類作成、産業財産権侵害に係る民事訴訟の費用などを支援している。

特許庁は、今年も審判や訴訟代理など、急増する法律救助の需要に対応することに重点を置いて事業を推進する予定であり、法律救助支援に対する審査の専門性や公正性を一層高めるために、外部の専門家を支援審査委員会に参加させる計画だ。

「特許裁判の中継の導入で公正な裁判を定着させなければなりません。」

パク・ジンハ KAIST 知的財産戦略最高位課程 (AIP) の運営委員は、公正な裁判の定着のためには、特許裁判中継制度が必要だと主張した。最近、KAIST ソウル道谷キャンパスで開かれた IP 企業委員会会合からこのような意見が出された。

パク委員は、憲法 109 条を根拠に挙げた。憲法 109 条は、「裁判の審理と判決は公開する。ただし、審理は、国家安全保障又は安寧秩序を妨害し、若しくは善良な風俗を害する恐れがあるときには、法院の決定を持って公開しないことができる」と規定した。パク委員は、法院組織法 57 条も提示した。彼は「法院組織法 57 条では、裁判の審理と判決を公開すると明示している。法律を改正しなくても名分が十分であるため、裁判長の権限だけで(特許裁判の中継が)可能だ」と強調した。



<最近、開かれた IP 企業委員会会合では、特許裁判中継制度の導入を提案した。パク・ジンハ KAIST 知的財産戦略最高位課程 (AIP) 運営委員とペク・ジョンテ IP 企業委員長などが記念撮影をしている>

裁判中継制度は、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、スペインなどで導入されている。パク委員は「国会放送や KTV が、国会や政策関連ニュースを伝えているように裁判所放送を作って裁判を中継しなければならない」と話した。

同日の会議では、特許裁判の中継によって裁判の公正性が向上するとの意見が出た。パク委員は「最近、大手企業による中小企業技術の奪取・侵害問題が頻繁に起きている。特許裁判の中継で、一方に偏らず、バランスを取れる裁判を実現することができる」と展望した。

一方、裁判中継の否定的な側面としては、人格権侵害、プライバシー侵害、肖像権侵害、世論裁判、模倣犯罪などが指摘される。パク委員は「特許裁判は、技術の争点を扱うため、人格権やプライバシー侵害にならず、模倣犯罪への懸念がないなど、問題発生の可能性が小さい。むしろお金や人脈、不正手段が通じないため、事実の立証に集中することができる、公正な裁判の実現ができる」と一蹴した。

パク委員は、裁判の中継が司法の透明性、裁判の公正性、判決の信頼度、事件の真実性、国民の法意識などから、実質的な司法意識を高め、前官礼遇\*の慣行を阻止できる制度だと説明した。また、「問題発生の余地が低い特許裁判から中継を導入すれば、他の裁判にまで拡大することができる。まず、裁判の撮影・録画を許可する段階からスタートし、ホームページ中継、裁判所放送中継の順に続けていくことができる」と付け加えた。

ベク・ジョンテ IP 企業委員長は「特許裁判は人ではなく、技術が対象とするため、裁判の中継に問題がない。正義の観点から見て、特許裁判中継制度は必ず必要だ」と述べた。

\*JETRO 脚注：前官礼遇とは、裁判官や検察官が退官後に弁護士を開業した場合、裁判で有利に扱われる（有利な判決を受ける）慣例

ナ・ユグオン記者 ykna@etnews.com

## 5-4 米 GIPC 「韓国 IP 環境 9 位」

電子新聞(2017.2.14.)

韓国の知的財産(IP)保護環境が世界 9 位と集計された。昨年(10 位)より一段階上昇し

た。

著作権共同 5 位、商標 1 位、特許 12 位、執行 11 位、国際条約の加盟・批准 14 位などとなり、営業秘密は 18 位に止まった。

米国商工会議所傘下のグローバル知的財産センター(GIPC)が 2 月 8 日(現地時間)に発表した「2017 年国際知的財産指数」によると、韓国は総点 28.31 点(35 点満点)を獲得し、総合 9 位となった。世界 45 カ国の IP 保護・執行環境を分析した結果だ。米国が総点 32.62 点で 1 位、英国(32.39 点)とドイツ(31.92 点)、日本(31.29 点)などがそれぞれと 2~4 位となる。中国(14.83 点)は 27 位だ。

### 2016 年及び 2017 年国際知的財産指数の順位

2016 年 (36 カ国対象)

順位	国	総点
1	米国	28.61
2	英国	27.53
3	ドイツ	27.36
4	フランス	27.22
5	スウェーデン	27.12
6	シンガポール	25.63
7	スイス	24.90
8	オーストラリア	24.79
9	日本	23.34
10	韓国	23.32
11	イタリア	22.69
12	ニュージーランド	21.38
17	マレーシア	14.78
22	中国	12.64

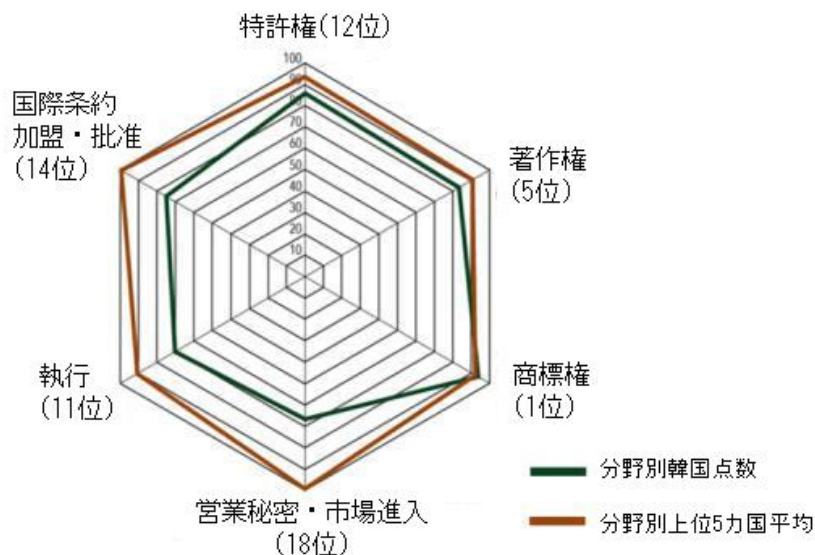
2017 年 (45 カ国対象)

順位	国	総点
1	米国	32.62
2	英国	32.39
3	ドイツ	31.92
4	日本	31.29
5	スウェーデン	30.99
6	フランス	30.87
7	スイス	29.86
8	シンガポール	28.62
9	韓国	28.31
10	イタリア	27.73
11	スペイン	27.48
12	オーストラリア	27.07
13	ハンガリー	25.39
27	中国	14.83

資料：2017 年 GIPC 指数/満点：35 点

### 韓国の知的財産分野別世界競争力の比較

資料：米国グローバル知的財産センター2017年(GIPC)報告書



### 2017 国際知的財産指数の部門別順位

#### 特許権 (8点満点)

順位	国	総点
1	英国	7.50
	スイス	
	スウェーデン	
	ドイツ	
	フランス	
6	日本	7.30
7	スペイン	7.25
	シンガポール	
	イタリア	
10	米国	7.00
	ハンガリー	
12	韓国	6.85
13	台湾	6.25
20	中国	4.35

#### 著作権 (6点満点)

順位	国	総点
1	米国	6.00
2	英国	5.63
3	ドイツ	5.38
4	シンガポール	5.24
5	韓国	4.99
	フランス	
7	ニュージーランド	4.91
8	オーストラリア	4.88
9	日本	4.53
10	スウェーデン	3.85
11	マレーシア	3.78
12	イタリア	3.66
13	ハンガリーなど4カ国	3.38
27	中国	2.28



## 商標権 (7点満点)

順位	国	総点
1	韓国	6.55
2	スイス	6.50
	スウェーデン	
	ドイツ	
5	米国	6.35
6	日本	6.30
7	英国	6.00
8	スペイン	5.75
	イタリア	
10	フランス	5.50
11	シンガポール	5.35
12	カナダ	4.90
13	ニュージーランド	4.85
33	中国	3.90

## 営業秘密・市場進入 (3点満点)

順位	国	総点
1	米国	3.00
	スイス	
	ニュージーランド	
	日本	
	イスラエル	
7	カナダ	2.75
	英国	
	スウェーデン	
	シンガポール	
	イタリア	
13	ドイツ	2.50
	オーストラリア	
13	フランス	2.50
18	韓国等3カ国	2.00
45	中国	0.25

## 執行 (7点満点)

順位	国	総点
1	英国	6.51
2	スウェーデン	6.39
3	フランス	6.38
4	ドイツ	6.29
5	米国	6.27
6	日本	6.16
7	スイス	5.73
8	オーストラリア	5.29
9	シンガポール	5.03
10	イスラエル	4.94
11	韓国	4.92
12	スペイン	4.85
13	イタリア	4.82
14	ニュージーランド	4.79
28	中国	2.55

## 国際条約の加盟・批准 (4点満点)

順位	国	総点
1	米国	4.00
	ウクライナ	
	英国	
	スイス	
	スウェーデン	
	スペイン	
	日本	
	フランス	
10	オーストラリア	3.50
	ポーランド	
	イタリア	
	ハンガリー	
14	ドイツ	3.00
	韓国等3カ国	
28	中国	1.50

資料：2017年GIPC指数

## ◇特許 12 位

韓国の特許環境は 6.85 点(8 点満点)と、12 位となった。昨年(11 位)より一段階下がった。全部 8 項目のうち、韓国は 5 つの項目で満点(1 点)を獲得した。具体的には、特許保護期間、特許要件、コンピュータで実現される発明の特許適格性、特許製品・技術の強制実施権の立法基準・利用、医薬品特許存続期間の延長などで満点を取った。このうち「特許要件」は 2015 年の 0.5 点から、昨年(0.75 点)も今年も 0.25 点が上がった。

しかし、医薬品特許の執行・解決策(0.5 点)、規制的データの保護期間(0.6 点)などは 3 年間同じ水準に留まっている。今年新設された特許無効化では 0.75 点を取った。

国家別特許環境の順位では、英国とスイス、スウェーデン、ドイツ、フランスなど 5 カ国が共同 1 位(7.5 点)となった。日本は 6 位(7.3 点)、中国は 20 位(4.35 点)となった。

### 2017 国際知的財産指数の部門別点数

区分 (満点)	項目 (各 1 点)	2016 年	2017 年	備考
特許権 (8 点)	特許権の保護期間	1.00	1.00	
	特許要件	0.75	1.00	▲0.25
	コンピュータで実現される発明の特許適格性	1.00	1.00	
	医薬品関連特許の執行・解決策	0.50	0.50	
	特許製品・技術の強制実施権の立法基準・利用	1.00	1.00	
	医薬品特許存続期間の延長	1.00	1.00	
	規制的データの保護期間	0.60	0.60	
	特許無効化	-	0.75	新設
	<b>計</b>	<b>5.85</b>	<b>6.85</b>	
著作権 (6 点)	著作権・関連権利の保護期間	0.74	0.74	
	著作権・独占権を付与する法的措置	1.00	1.00	
	オンライン上の違法コピーへの対応に向けた協力増進制度の有用性	1.00	1.00	
	著作権制限・例外範囲	0.75	0.75	
	デジタル著作権管理規定	1.00	1.00	
	政府 ICT システム用 SW のライセンス指針・政策執行の明確性	0.25	0.50	▲0.25
	<b>計</b>	<b>4.74</b>	<b>4.99</b>	

商標権 (7点)	商標権の保護期間 (更新期間)	1.00	1.00	
	商品包装時のブランド使用に対する差別・制限禁止	1.00	1.00	
	商標権者の商標権保護能力・要件	1.00	1.00	
	商標権の侵害防止に必要な法的独占権付与手段	0.75	0.75	
	模倣品のオンライン販売への対応増進制度の有用性	1.00	1.00	
	デザインの保護期間	-	0.80	新設
	デザイン侵害防止に必要な独占権を付与する措置	-	1.00	新設
	<b>計</b>	<b>4.75</b>	<b>6.55</b>	

◇著作権5位・商標1位

著作権(4.99点/6点満点)は、昨年の8位から今年は共同5位へと、商標(6.55点/7点満点)は、昨年の共同1位から今年は単独1位に上がった。

著作権は、著作権・独占権を付与する法的措置、オンライン上の違法コピーへの対応に向けた協力増進制度の有用性、デジタル著作権管理規定など、3つの項目で満点を取った。また、昨年0.25点に留まっていた政府情報通信技術(ICT)システム用のソフトウェアライセンス指針・政策執行の明確性で、今年は0.5点を取った。

韓国知識財産研究院のイ・ジュヨン研究委員は「昨年、あまりにも低く評価された項目だ」とし、「一部の指標は、時差を置いて反映される」と説明した。

残りの著作権・関連権利の保護期間(0.74点)、著作権の制限・例外範囲(0.75点)などの点数は昨年と同じだった。

商標においては、新設の項目であるデザインの保護期間(0.8点)、デザイン侵害防止に必要な独占権を付与する措置(1点)などで競合国より高い点数を得た。この他、商標権保護期間(1点)、商品包装時のブランド使用の差別・制限の禁止(1点)、商標権者の商標権保護能力・要件(1点)、模倣品のオンライン販売への対応増進制度の有用性(1点)、商標権の侵害防止に必要な法的独占権の付与手段(0.75点)などは、昨年の点数を維持した。

区分 (満点)	項目 (各 1 点)	2016 年	2017 年	備考
営業秘密 市場進入 (3 点)	営業秘密保護	0.75	0.75	
	市場進入障壁	0.50	0.50	
	知財資産の商業化関連規制・行政障壁	-	0.75	新設
	<b>計</b>	<b>5.85</b>	<b>6.85</b>	
執行 (7 点)	模倣品の割合	0.61	0.52	▼0.09
	ソフトウェアの違法コピーの割合	0.62	0.65	▲0.03
	民事・手続き的救済	0.75	0.75	
	損害賠償額・損害賠償額の算定方法	0.75	0.75	
	刑事処罰基準(最短懲役期間及び最低罰金を含む)	1.00	1.00	
	実行的水際措置	1.00	1.00	
	税関当局の貿易関連知財侵害の透明性・結果公表	-	0.25	
<b>計</b>	<b>4.73</b>	<b>4.92</b>		
国際条約 加盟・批准 (4 点)	世界知的所有権機関(WIPO)インターネット協約	1.00	1.00	
	商標法に関するシンガポール条約	0.00	1.00	▲1.00
	特許法条約	0.00	0.00	
	WTO/TRIPS 加盟後、実質的 IP 条項を含む FTA 締結	1.00	1.00	
	<b>計</b>	<b>2.00</b>	<b>3.00</b>	
<b>総点</b>		<b>23.32</b>	<b>28.31</b>	
<b>満点</b>		<b>30.00</b>	<b>35.00</b>	
<b>順位/調査対象国</b>		<b>10/38</b>	<b>9/45</b>	<b>▲1 段階</b>

#### ◇営業秘密 18 位

営業秘密(2点/3点満点)は、昨年の共同 17 位に続き、今年も共同 18 位に留まった。項目別点数を見ると、営業秘密保護(0.75 点)、市場参入障壁(0.5 点)、IP 資産の商業化関連規制・行政障壁(0.75 点)などだ。

執行(4.92 点/7 点満点)は 11 位、国際条約の加盟・批准(3 点/4 点満点)は共同 14 位だ。執行の場合、税関当局の貿易関連 IP 侵害の透明性・結果の公表(0.25 点)、模倣品の割合(0.52 点)、ソフトウェアの違法コピーの割合(0.65 点)などは低い点数に留まった。国際条約の加盟・批准は、昨年 7 月に商標法に関するシンガポール条約が発効し、点数が 0 点から 1 点へと上昇した。

GIPC は報告書において「韓国の知財執行環境が改善された」としながらも、「知財の侵害による損害賠償額などは依然として解決すべき課題だ」と指摘した。

GIPC の国際知的財産指数について、指標を開発した米国の観点を強く反映されるという点が限界として指摘されるが、現在各国の知財保護水準を比較できる唯一の指標として評価されている。韓国知識財産研究院のチェ・ジェシク研究委員は「各国の特殊性を反映していないという限界がある」としながらも、「GIPC 指数は、各国の知財保護に係る法律や制度を様々な観点から比較できる資料という意味がある」と話した。

GIPC の国際知的財産指数は 2012 年に初めて評価を行って以来、今年で 5 回目となる。韓国は 3 回目の 2015 年から調査対象国に含まれた。全体の順位は 2015 年 8 位、2016 年 10 位に続き、今年も 9 位となった。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipl.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム